

給与支払報告書(個人別明細書)記入例

住所・氏名・生年月日・マイナンバーを漏れなく記入してください。

※必ず、令和4年度の用紙を使用してください。

※提出は1人1枚です。

※1月末の報告書提出後に退職等により徴収方法が変わる場合は速やかに給与所得者異動届を提出してください。

各扶養親族に該当する生年月日	
特定扶養	平成11年1月2日生～平成15年1月1日生(19歳以上～23歳未満)
老人扶養	昭和27年1月1日以前生(70歳以上)
その他扶養	平成15年1月2日生～平成18年1月1日生(16歳以上～19歳未満) 昭和27年1月2日生～平成11年1月1日生(23歳以上～70歳未満)
16歳未満	平成18年1月2日以後生

★記入例説明(正しく記入されているか提出前にご確認ください。)

- 受給者の住所・氏名・個人番号**
住所・氏名・フリガナ・個人番号を正確に記入してください。令和4年1月1日現在の住所(住民票の有無に関わらず、実際に生活している居住地)を番地・アパート名まで詳しく記入してください。
- 給与所得控除後の金額(調整控除後)**
支払金額に応じて給与所得控除後の給与等の金額を記入してください。なお、所得金額調整控除(13)の適用がある場合は、所得金額調整控除の額を控除した後の金額を記入してください。
- 所得控除の額の合計額**
各所得控除の合計額に基礎控除額を加えた金額を記入してください。
- (源泉)控除対象配偶者の有無等、配偶者(特別)控除の額**
④(源泉)控除対象配偶者がいる場合は、「○」を記入し、いない場合は空欄のままにしてください。
※控除対象配偶者が昭和27年1月1日以前生まれの場合は、老人欄に「○」を記入してください。
⑤配偶者(特別)控除の適用を受ける場合は、控除額を記入してください。
- 配偶者の合計所得**
配偶者特別控除の適用を受ける場合は、配偶者の合計所得額を記入してください。※収入金額ではありません。

- 控除対象扶養親族の数、障害者の数**
配偶者以外の控除対象扶養親族の人数を記入してください。
「老人」欄、「障害者の数」欄のうち特別障害については、同居の人数を「内」欄に忘れずに記入してください。
- 非居住者である親族の数**
(源泉)控除対象配偶者控除及び控除対象扶養親族、16歳未満扶養親族のうち、非居住者(国内に住所がなく、1年以上居所もない人)の人数を記入し、氏名横の「区分」欄に「○」を記入してください。
- 摘要欄について**
1. 同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く)がいる方で、その配偶者の方が⑦の欄に記入した障害者である場合には、「氏名(同配)」と記入してください。
2. 16歳未満の扶養親族である場合は、「氏名(年少)」と記入してください。氏名の先頭に数字を記入してください。
3. 控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族が5人以上いる場合には、5人目以降の氏名を記入してください。氏名の先頭には括弧書きの数字を記入してください。
4. 年の途中で就職した方について、前職分を合わせて年末調整を行った場合は、支払者の氏名・住所、退職日、前職分の支払額、源泉徴収額及び社会保険料の金額を記入してください。
5. 普通徴収対象者は普通徴収理由内訳書の略号(A～E)のどの理由に該当するか記入してください。
- 生命・地震保険料支払額**…生命保険料控除・地震保険料控除に該当する方については、支払額を記入してください。
- 住宅借入金等特別控除の額の内訳**
住宅借入金等特別控除対象の方は、住宅借入金等特別控除可能額及び居住開始年月日(和暦)、摘要を受けている控除の区分を記入してください。記入がないと非該当として処理されますので注意してください。
【区分】「住」… 一般の住宅借入金等特別控除の場合(増改築を含む)
「認」… 認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の場合
「増」… 特定増改築等住宅借入金等特別控除の場合
「震」… 震災特例法第13条の2第1項の規定の適用を選択した場合
また、当該住宅の取得や増改築が特定取得及び特別特定取得に該当する場合はそれぞれ「(特)」及び「(特特)」と記入してください。例)特定取得の場合:「住(特)」、特別特定取得の場合:「住(特特)」
※住宅の取得等の対価の額または費用の額に含まれる消費税額及び地方消費税額が8%又は10%の税率で課される場合が「特定取得」、10%の税率で課される場合が「特別特定取得」となります。
- 基礎控除の額**…「給与所得者の基礎控除申告書」にある金額を記入してください。

合計所得金額の見積額	基礎控除の額	記入方法
2,400万円以下	48万円	不要
2,400万円超 2,450万円以下	32万円	320,000
2,450万円超 2,500万円以下	16万円	160,000

※合計所得金額の見積額が2500万円超の方は基礎控除の適用がありません。
- 所得金額調整控除額**…適用がある場合は、所得金額調整控除の額を記入してください。
給与等の収入金額が850万円を超え、次の1～3のいずれかに該当する方が対象となります。
1 「本人が特別障害者である」、2 「23歳未満の扶養親族を有する」、3 「特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有する」
【所得金額調整控除算出方法】
(給与等の収入額(1000万円を超える場合は1000万円)-850万円)×10%
- (源泉・特別)控除対象配偶者、扶養親族の氏名・個人番号**…氏名、フリガナ、個人番号を記入してください。
- 5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号**
控除対象扶養親族、または16歳未満の扶養親族などが5人以上いる場合は、5人目以降の個人番号を記入してください。各個人番号の先頭には、括弧書きの数字も記入し、⑨摘要欄の氏名と個人番号を対応させてください。
- 寡婦・ひとり親**…該当する項目がある場合に○印を記入してください。

区分	寡婦控除		ひとり親控除	
	離婚	死別・生死不明	死別・離婚・生死不明、未婚のひとり親	
扶養親族の有無	扶養親族を有する	有無を問わない	生計を一にする子(総所得金額が48万円以下)を有する	
所得制限	前年の合計所得金額が500万円以下			
控除額	27万円		35万円	
- 中途就・退職**…令和3年中に就職または退職された場合はいずれかの欄に○印をつけその年月日を記入してください。
- (支払者の)個人番号又は法人番号**…支払いをする事業所の法人番号または個人番号を記入してください。